

県立学校長 殿

教 育 長

県立学校における新型コロナウイルス感染者等に対する措置等の変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いオミクロン株の影響もあり、厚生センター業務がひっ迫していることから、本県では別添のとおり積極的疫学調査の重点化を図ることとされました。

つきましては、県立学校における感染者等に対する措置等について、下記のとおり変更します。引き続き感染症対策の徹底について万全を期すようお願いいたします。

記

1 積極的疫学調査の範囲について

(1) 濃厚接触者

- 濃厚接触者に特定された高等学校及び特別支援学校中等部・高等部の生徒・教職員は、無症状のときはPCR検査等の対象とされない。（同居家族が感染して濃厚接触者に特定された場合等を除く。）
- 上級学校（高校、高等専門学校、大学、専門学校等）への進学のために受験する者が濃厚接触者に特定された場合、無症状であっても特例としてPCR検査等の対象とする。

(2) 濃厚接触者以外の者

従前は濃厚接触以外の者を幅広く検査されたが、今後は検査対象とされない。

2 学校の対応

(1) 出席停止 ※教職員に準用

次の①～③の場合は、出席停止とする。

- ①児童生徒等本人が感染した場合（治癒するまで）
- ②児童生徒等本人が濃厚接触者に特定された場合（感染者に最後に濃厚接触した日の翌日から起算して 14 日間（オミクロン株感染者の濃厚接触者は 7 日間））
- ③児童生徒等本人又は同居家族に発熱、咳、のどの痛み、鼻水等の症状がある場合
なお、同居家族が濃厚接触者になった場合において、児童生徒等本人及び同居家族の全員が無症状のときは登校可能とするが、感染不安から登校しない場合は、出席停止とする。

また、上記③の場合は、児童生徒等に対し、医療機関への受診を勧奨するものとする。

(2) 学校内で感染者が発生した場合

学校内で感染者が発生した場合は、次のとおり対応すること。

なお、対応にあたっては、随時、保健体育課と情報共有や協議を行うこと。

- ①感染可能期間（発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降）における感染者の登校状況、学校内での活動状況、マスクの着用状況、周辺の児童生徒等の体調等について確認する。
- ②感染が同じクラスや同じ部活動等に広がっている恐れがある場合は、当該児童生徒等について必要な範囲で緊急下校させる。
- ③濃厚接触の可能性のある者がいる場合は、所管の厚生センター等と協議すること。
- ④厚生センター等の濃厚接触者の特定に時間を要する場合は、濃厚接触の可能性のある者を濃厚接触者と同様の取扱いとする。
- ⑤厚生センター等が特定した濃厚接触者については、出席停止（自宅待機）とし、発症した場合は、厚生センター等に連絡のうえ医療機関を受診するよう指導する。また、検査した場合は、その結果について速やかに学校に報告させる。
- ⑥複数の感染者が判明した場合や体調不良者が多く発生している場合等は、潜伏期間を考慮し、必要な臨時休業措置（学級単位・学年単位・学校全体）を講じる。

(3) 学びの保障について

新型コロナウイルスへの感染症対策として、「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月20日付け県立学校長事務連絡）により、計画的な準備を進めることとしており、今後、感染拡大による臨時休業措置（学級単位・学年単位・学校全体）を講じた場合、オンライン授業等の速やかな実施など、児童生徒の学びの保障に向けた適切な対応を行うこと。

また、臨時休業措置を講じない場合においても、登校ができない、若しくは登校が困難な児童生徒に対し、その要望等に配慮した学習活動等の工夫・支援を行うこと。

(4) 濃厚接触を避ける取組みについて

次に掲げる取組みを徹底するなど、児童生徒や教職員が濃厚接触者と特定される活動は厳に慎むこと。

- ・食事のときは黙食を励行する。
- ・会話をするときにはマスクの着用を徹底する。
- ・マスクは正しく着用（鼻出し、あごマスク等は厳禁）する。
- ・教室等は定期的に換気を実施する。
- ・当面の間、各教科の活動で、感染リスクの高いと思われる実技系の科目（音楽・体育、職業系科目の実習等）については、身体接触を避け、マスクの着用のまま実践できる活動にするなど、感染リスクを最大限軽減するよう工夫する。

(5) 部活動について

新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について（通知）」（令和4年1月24日付け保体第368号県第612号教育長通知）により対応することとしているが、特にオミクロン株の特性も踏まえ、部活動に

については次のとおりとすること。

- ・土日の両日及び平日のうち1日は活動を自粛する。
- ・自校練習のみの活動とし、他校等と合同の活動は行わない。
- ・接触を伴う活動を避け、個人や少人数での感染リスクの低い活動を短時間（2時間以内）で行う。
- ・吹奏楽など飛沫拡散の可能性がある活動を行う際は、対面を避け、適切な距離を保って活動する。

(6) 特別支援学校の取扱い

特別支援学校においては、上記の対応を基本としつつ、重篤化リスクや感染リスクの高い児童生徒等が在籍していることなど児童生徒等の実態や学校の状況に配慮し、実情に応じた対応を行うこと。

3 その他

- ・外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避するよう周知徹底すること。
- ・家庭内や学校活動外での感染が疑われる事例が散見されることから、改めてホームルーム等の機会を捉えて、児童生徒に直接指導するとともに、保護者等にも感染症対策の徹底について理解を促すこと。
- ・新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見のないよう、また、個人の人権を尊重し、特にSNSなどインターネットで個人の特長につながる情報を拡散しないよう周知すること。

(事務担当)

保健体育課 076-444-3445

県立学校課 076-444-3450